

日本高野連発第24-0093号
令和 6 年 12 月 6 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 寶



アウトオブシーズンにおける合同練習について

平素より高校野球発展のため、種々ご理解並びにご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、単調になりがちな冬期練習を活性化させるため「アウトオブシーズンにおける合同練習について」（日本高野連発第W2663号、平成17年3月22日付）により2校間に限って他校との合同練習を認め、その後、「アウトオブシーズンにおける合同練習について」（日本高野連発第12-0074号、平成24年11月29日付）により連合チームにも適用を図ってまいりました。

近年、部員不足で十分な練習ができないチームや連合チームの数が増えるなどの状況の変化に鑑み、新たに、加盟校間での合同練習に加えて、日本学生野球憲章下で活動する全日本大学野球連盟の加盟大学とも合同練習を行うことができるよう、本日開催した理事会で審議決定しました。

貴連盟におかれましては、今回の改正を踏まえ、アウトオブシーズン中の活動がその趣旨に沿って行われるよう、よろしくご指導ください。

以 上